

公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則

公益社団法人石川県獣医師会（以下「獣医師会」という。）は、獣医師養成確保修学資金給付事業の実施について、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）第4の11の規定に基づき、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則を以下のとおり定める。

第1 事業の実施

獣医師養成確保修学資金給付事業の実施に当たっては、食品安全・消費者信頼確保対策事業費補助金等交付要綱（平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知）、動植物防疫対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）、畜産安全対策事業の運用について（平成20年4月22日付け19消安第15124号消費・安全局長通知）及び実施規程、石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領（平成26年6月4日付け農安第510号。以下「県要領」という。）のほか、この細則の定めるところによる。

第2 給付対象者

修学資金の給付を受けることのできる者は、県要領第3の1の規定に該当する者のうち、獣医師会と修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）とする。

第3 給付額及び給付期間

修学資金の給付額及び給付期間は、実施規程第4の2の規定によるものとする。

第4 給付の方法

修学資金は、給付契約に定める期間について、毎月一月分ずつ給付する方法により行うものとする。ただし、獣医師会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第5 獣医修学生希望者の募集

石川県内において産業動物獣医師又は家畜防疫員（都道府県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師に限る。）及び、食品衛生、狂犬病予防及び動物愛護管理業務を担う獣医師（以下、「石川県職員獣医師」という。）の確保を図るため、修学資金の給付を受けようとする者の募集を要望する団体等は、別記様式第1号の「獣医修学生募集要望書」を作成し、獣医師会に提出する。

獣医師会は要望書に基づき、獣医修学生を公募する。

第6 修学資金の給付申請

1 修学資金の給付を受けようとする者は、次の書類を添付して、別記様式第2号の「獣医師養成確保修学資金給付申請書」を作成し、獣医師会に提出する。このとき、獣医師会は、当該修学資金事業の共同負担者（当該修学資金事業の修学資金の一部を負担する団体等という。以下同じ。）がいることを確認する。

- (1) 学長又は学部長の推薦書（別記様式第3号）
- (2) 健康診断書
- (3) 修学資金の給付を受ける学年の前学年における学業成績証明書（当該年度の新規の大学入学者については入学許可証又は在学証明書の写し）
- (4) 獣医学生の父若しくは母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者1人）の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源

泉徴収票の写し)

- 2 修学資金の給付申請書の連帯保証人（獣医修学生と連帯して、契約の条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）は、独立生計を営む成年者2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母とする。

第7 修学資金の給付者の選定及び結果の通知

獣医師会は第6の申請を受け、県を含む獣医師関係者（個人又は団体）からなる獣医修学生選考委員会を開催し、書類選考等により給付者を選定する。選定結果について、獣医師養成確保修学資金給付者計画書を県に提出し、知事と協議する。

県からの協議結果を受け、申請者に結果について書面（別記様式第4号）で通知するものとする。

第8 獣医師養成確保修学資金給付契約の締結等

獣医師会は、第7の規定により修学資金の給付の決定を受けた者と、その者に修学資金を給付する旨の契約（以下「給付契約」という。）を締結するものとする。

給付契約を行った場合には、契約書の写しを獣医修学生に係る共同負担者及び連帯保証人に送付する。

なお、契約書には、連帯保証人、修学資金の給付月額、給付期間、極度額、就業条件、契約の解除、給付の休止、返還、加算金、延滞利子、返還金（加算金を含む。）の返還猶予、返還金（加算金を含む。）の納付免除等に関する要件を備えなければならない。

獣医修学生が未成年者であるときは、さらに契約に係る同意書（別記様式第5号）の提出を求めるものとする。

第9 借用証書

- 1 第8の規定により獣医師会と給付契約を締結した獣医修学生は、その給付契約に係る修学資金の最後の交付を受けた日から七日以内に、別記様式第6号による借用証書を獣医師会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11の1の規定により、獣医師会が給付契約を解除したときは、獣医修学生は、当該解除の日までに交付を受けた修学資金（前項の規定により借用証書を提出した者を除く。）について、当該解除の日から七日以内に前項の借用証書を獣医師会に提出しなければならない。

第10 修学資金の給付に要する負担

- 1 獣医修学生への修学資金の給付額は、獣医師会が2分の1以内（ただし、1人当たり月額5万円（私立大学において獣医学を専攻する学生については、1人当たり月額9万円）を上限とする。）を負担し、共同負担者がその残額を負担する。給付額は、獣医修学生、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定する。
- 2 共同負担者は、当該事業に係る負担金について、獣医師会からの負担金請求に基づき、獣医師会が指定する振込先に納付する。

第11 給付契約の解除及び給付の休止

1 給付契約の解除

獣医修学生が次に掲げる場合に該当するに至ったときは、その給付を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 獣医学を専攻しなくなったとき。
- 三 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 四 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。
- 五 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 給付の休止

獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として給付されたものとみなす。

また、獣医修学生が留年したときも同様とする。

第12 修学資金の返還

獣医修学生が修学資金の返還金等を返還しなければならなくなった場合は、県要領第7の規定により実施し、別記様式第7号の「獣医師養成確保修学資金の返還金等の返還請求書」を獣医修学生に送付して返還させる。

第13 修学資金の返還免除

獣医修学生が返還すべき修学資金の返還の免除を要望する場合は、県要領第11の規定により実施する。

第14 修学資金の返還猶予

獣医修学生が返還すべき修学資金（加算金を含む。以下同じ。）の返還の猶予を要望する場合は、県要領第8の規定により実施する。

第15 従事期間満了の確認

獣医師会は、従事期間満了の確認をした場合は、別記様式第8号の「従事期間満了確認通知書」により獣医師修学生に通知するとともに共同負担者にその旨を報告する。

第16 その他

- 1 この事業の適正かつ円滑な執行を期すため必要がある場合は、獣医修学生及び共同負担者に対し必要事項の報告を求めることとする。
- 2 この事業執行に必要な事項については、関係機関と協議して、別に定める。

附則

この貸与規程は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この貸与規程は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この貸与規程は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この貸与規程は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この貸与規程は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この貸与規程は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この貸与規程は、令和2年10月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この給付規程は、令和3年7月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この給付規程は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

なお、令和5年度までの時点で修学資金の貸与契約または給付契約を締結している者についても、本細則の定めるところに従うものとする。

この給付規程は、令和7年6月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

なお、令和7年度までの時点で修学資金の貸与契約または給付契約を締結している者についても、本細則の定めるところに従うものとする。

この給付規程は、令和8年4月7日から施行する。

別記様式第1号（獣医修学生募集要望書）

年度獣医修学生募集要望書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

獣医師養成確保修学資金給付事業において、当 是 年度に
下記のとおり新規獣医修学生の採用を希望するので、よろしく御配慮願います。

記

- 1 新規獣医修学生採用希望人数 名
- 2 事業実施主体以外の修学資金の負担及び配属計画

配属予定の機関名	人数	共同負担予定者の 名称	左の負担月額	備 考 (氏名、大学、学年等)

- (注) 1 この要望書は、就業予定先から提出してもらうものです。
2 就業を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄に記載してください。

別記様式第2号（獣医師養成確保修学資金給付申請書）

獣医師養成確保修学資金給付申請書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

申 請 者 氏名 (印)
連帯保証人 氏名 (印)
連帯保証人 氏名 (印)

獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受けたいので、公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則第6の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、修学資金の給付を受けることとなったときは、同細則及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領を遵守するとともに、同要領第3の1に規定する獣医師として業務に従事することを誓います。

記

ふりがな 氏 名			大 学	名 称 (学部、学科名)		
生年月日 及び年齢	年 月 日生 満 歳			入 学 年 月 日 卒業予定年月日	年 月 日 年 月 日	
日本国籍 の有無	有 ・ 無				給付申請時の学年	
現住所及び 電話番号	〒 TEL			高等學校 卒業以降 の学歴		
連帯保証 人(連帯 保証人の うち1人 は父又は 母とする こと。)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)		
	現住所及び 電話番号	〒 TEL	現住所及び 電話番号	〒 TEL		
	職業 勤務先		職業 勤務先			
	申請者との関係		申請者との関係			
希望する給付月額（私立大学生の場合）			イ. 12万円/月 ・ ロ. 18万円/月			
希望する県配属先			イ. 農林水産部 ・ ロ. 健康福祉部			
修学資金 の振込先	金融機関	銀行 支店		口座の種類		
	口座番号			名義人		

添付書類 ①推薦書 ②健康診断書 ③学業成績証明書又は入学許可証
④主たる家計支持者1人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

別記様式第3号（推薦書）

推 薦 書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

大学
学（学部）長 ⑩

下記の者は、獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受ける学生として適当と認められるので推薦します。

記

1 氏名

2 入学年月日及び在学年次 年 月 日 第 学年

推 薦 所 見	(学業に関する状況)
	(健康に関する状況)
	(その他意見：申請者の評価、その他推薦の理由)

別記様式第4号（修学資金給付通知書）

修学資金給付通知書

石獣発第 号
年 月 日

修学生番号（ ）
修学生氏名 殿

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 ㊞

年度獣医師養成確保修学資金給付事業に係る修学資金の給付について

年 月 日付をもって提出された修学資金の給付申請については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 氏 名

2 決定番号（ ）

3 給付予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 修学資金給付額 月額 円

同 意 書

公益社団法人石川県獣医師会と獣医修学生 との間に締結された獣医師養成確保修学資金給付に関する契約については、これに同意します。

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

右法廷代理人 ⑩

本人との続柄（ ）

右法廷代理人 ⑩

本人との続柄（ ）

※法廷代理人については、親権者とする事。

別記様式第6号（借用証書）

獣医師養成確保修学資金借用証書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

決定番号	第	号
------	---	---

(修学生)

住 所

氏 名

印

(連帯保証人)

住 所

氏 名

印

(連帯保証人)

住 所

氏 名

印

次のとおり獣医師養成確保修学資金の交付を受けましたので、公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則第9の規定により、借用証書を提出します。

1 交付を受けた修学資金の総額 円

2 修学資金の交付を受けた年度ごとの金額

年 月 から 年 月 まで 円

年 月 から 年 月 まで 円

備考 連帯保証人の印鑑は、市町村長（特別区の区長を含む。）の登録を受けたものを使用し、その印鑑登録証明書を添付してください。

獣医師養成確保修学資金の返還金等の返還請求書

石獣発第 号
年 月 日

修学生番号（ ）
修学生氏名 殿

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 ⑩

貴殿と交わした獣医師養成確保修学資金給付契約に基づき、修学資金の給付を行ってき
ましたが、契約書第 条*の規定に基づき下記のとおり返還金及び加算金を返還されたく
請求します。（なお、請求のあった日から6か月以内に正当な理由がなく返還金の返還
がなされない場合は契約書第10条により延滞利子が付加されます。）

記

返還すべき事由	
返 還 金 額	円
加 算 金 額	円
合 計	円
返 還 期 限	年 月 日まで

備考 1 不明のことがあるときは、折り返し公益社団法人石川県獣医師会に照会してくださ
い。

2 納付に当たっては、当会の下記の口座に振り込んでください。

金融機関： 銀行 支店

口座の種類：

口座番号：

名義人：

（施行上の注意：請求額算出の明細書を添付する。）

*（注） 返還事由に応じて記入の上請求する。また、必要な項目は追加する。

別記様式第8号（従事期間満了確認通知書）

従事期間満了確認通知

石獣発第 号
年 月 日

《共同負担者》 殿
《獣医修学生》 殿

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 ⑩

年 月 日付で提出のあった従事期間満了確認申請書については、申請のとおり石川県職員獣医師として業務に従事したことを確認したので通知します。

獣医師養成確保修学資金給付契約書

年 月 日

(甲) 石川県金沢市才田町戌部 324 番地 3

TEL : 076-257-1400

公益社団法人 石川県獣医師会

会 長 ⑩

(乙)

(住所)

(連絡先)

(氏名) ⑩

(乙の連帯保証人)

(住所)

(連絡先)

(氏名) ⑩

(乙の連帯保証人)

(住所)

(連絡先)

(氏名) ⑩

公益社団法人石川県獣医師会（以下「甲」という。）と獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 消安第 10244 号消費・安全局長通知。)、公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（平成 26 年 4 月 8 日付け石獣発第 17 号）及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領（平成 26 年 6 月 4 日付け農安第 510 号）を了知した____（以下「乙」という。）は、獣医師養成確保修学資金（以下「修学資金」という。）の給付について、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、(4) の就業条件をもって、次のとおり乙に対して修学資金を給付するものとする。

(1) 給付金額：月額 円（総額 円）

(2) 給付期間： 年 月から 年 月までとする。ただし、給付期間満了の 1 か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に 1 年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、以後同様とする。

(3) 支払方法：甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎月 1 か月ずつ支払う。ただし、獣医師会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(4) 乙の就業条件：石川県職員獣医師として農林水産部又は健康福祉部に勤務すること。（以下、石川県職員獣医師とする。）

(5) 乙の連帯保証人の極度額： 円

第2条 甲は、乙が不正に修学資金の給付を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に給付を受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に給付を受けた修学資金を返還しなければならない。

第3条 甲は、乙が次の各号の一に属する場合には、本契約を解除することができる。

- 一 退学したとき。
- 二 獣医学を専攻しなくなったとき。
- 三 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- 四 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。
- 五 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 その他修学資金の給付目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第4条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の給付を行わない。

2 甲は乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の給付は行わない。

この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとする。

第5条 乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、第一号に該当する場合を除き遅滞なく甲に届け出るものとし、甲からの請求を待って、別記により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を甲に返還しなければならない。

- 一 第3条の規定（同条第六号の規定による場合を除く。）により本給付契約が解除となったとき。
- 二 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- 三 獣医師免許を取得後、1年以内又は実施規程第4の8に規定する返還の猶予の限度内に獣医師として石川県に就業しなかったとき。

第6条 乙は、修学資金の給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く。）に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間を満了する前に石川県職員獣医師としての業務に従事しなくなったときは、遅滞なく甲に届け出るとともに、甲からの請求を待って、別記2により算出される返還金を甲に返還しなければならない。

- イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。
- ロ 修学資金の給付与月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

第7条 乙は、第5条及び第6条の規定に基づき甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。

第8条 第5条及び6条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の一に該当することとなった

場合は、累積3年を限度として（第三号にあつては、当該事由が継続する間）甲に返還金の返還の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、実施規程第4の3の（5）に規定する石川県職員獣医師として従事した期間に算入しない。

一 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき

二 石川県の都合により、一時的に農林水産部又は健康福祉部（動植物防疫対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）の別表1の畜産安全対策事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうち、獣医師養成確保修学資金給付事業を利用する者にあつては、農林水産部）以外の所属に勤務することとなったとき。

三 災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により石川県職員獣医師としての業務に従事できないとき。

第9条 第5条及び6条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、石川県職員獣医師としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

第10条 乙は、正当な理由がなく返還金を、第7条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき、次の算式により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

$$\text{延滞利子} = (\text{返還すべき金額}) \times (0.1095 \div 365) \times (\text{延滞した日数})$$

第11条 乙は、修学資金給付期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間、石川県において業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書（契一19号）を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認通知（別記様式第8号）により通知する。

イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

第12条 乙または乙の連帯保証人は、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当する場合は、それぞれの各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第13条 実施規程、実施規程細則、実施要領及びこの契約書に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

（注）連帯保証人の印鑑は、市町村長（特別区の区長を含む。）の登録を受けたものを使用し、その印鑑登録証明書を添付すること。

別記1（契約書第5条の加算金の計算方法）

（1）給付契約が解除されたとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申し出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（2）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（3）獣医師免許を取得後、1年以内又は実施規程第4の8に規定する返還の猶予の限度内に石川県職員獣医師として就業しなかったとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、石川県職員獣医師としての業務に従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

別記2 (契約書第6条の返還金の計算方法)

(1) 修学資金

$$\text{修学資金給付総額} \times \left[1 - \frac{\text{石川県職員獣医師として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right]$$

(※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間=給付月額12万円以下を給付した月数×3÷2+給付月額12万円を超えて給付した月数×5÷3

(注1) 石川県職員獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第8条に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合(人事異動を含む。)により石川県職員獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

(注3) 算出した修学資金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 加算金

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に、(1)の[]内の率を乗じて得た金額

契約書12条の別表

区 分	届 出 書 名	別記様式番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等が変更したとき	住所・氏名等変更届	契-1
2 進級したとき	進級届	契-2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は留年後進級届	契-3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は休学後復学届	契-4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は停学後復学届	契-5
6 退学したとき	退学届	契-6
7 修学資金の給付を辞退するとき	辞退届	契-7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	獣医学専攻中止届	契-8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の獣医師免許未取得届	契-9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の獣医師免許未取得届	契-10
11 獣医師免許取得後1年以内に就業予定先に就業しないこととなったとき	業務未就業届 (就業予定先に未就業の場合)	契-11
12 修学資金給付期間に契約書に定める給付期間を掛けた期間の満了前に就業先に従事しないこととなったとき	業務非従事届 (就業予定先に就業後、期間満了前に非従事となった場合)	契-12
13 就業予定先に就業し始めたとき	業務就業届	契-13
14 就業先で業務に従事しているとき	業務従事状況届	契-14
15 勤務先(所属)や業務内容等を変更したとき	勤務先・業務内容等変更届	契-15
16 契約書第8条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契-16
17 契約書第9条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除申請書	契-17
18 契約書第9条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除申請書	契-18
19 石川県職員獣医師として就業先で業務に従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契-19
20 獣医師養成確保修学資金給付契約を締結後に給付月額の変更を希望する場合	修学資金給付月額変更申請書	契-20
21 修学資金給付月額変更が決定(「修学資金給付月額変更通知書」を受領)し、変更契約を締結する場合	獣医師養成確保修学資金給付契約変更契約書	契-21

- 注) 1 2及び3の届出は、修学資金の給付間中、毎年度4月15日までに提出すること。
 2 14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
 3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
 4 契約書12条の別表に掲げる各種届出等については、契約者本人(契約者本人が死亡等による届出を除く。)自筆とする。
 5 21の「修学資金給付月額変更通知書」は、(別記様式契-22号)とする。

別記様式契-1号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）

住 所
電話（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり 私 の を変更しましたので、届け出ます。
連帯保証人

記

変更事項		変更前	変更後
本人の 場合	ふりがな 氏 名		
	現住所 及び電話番号	〒 TEL	〒 TEL
連帯 保証 人の 場合	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	(年 月 日生)
	現住所 及び電話番号	〒 TEL	〒 TEL
	職業・勤務先		
	本人との関係		
修学 資金 振込 先	金融機関	銀行 支店	銀行 支店
	口座番号		
	口座の種類		
	名義人		
変更の事由			

(注) 本人又は連帯保証人の姓名が変わった場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式契-3号 (留年届 (留年後進級届))

留年届 (留年後進級届)

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()
住 所
電話 (携帯可)
氏 名 ⑩

下記のとおり 留年 留年後進級 しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 留年期間及び留年した学年
年 月 日から 年 月 日まで 第 学年
(留年後進級した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて
証明されたくお願いします。

上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学 (学部) 長 ⑩

別記様式契-4号 (休学届 (休学後復学届))

休学届 (休学後復学届)

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()
住 所
電話 (携帯可)
氏 名 (印)

下記のとおり 休学 いたしましたので、届け出ます。
休学後復学

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年
- 3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
(休学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

<p>大学 学 (学部) 長 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> <p>獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。</p> <p>.....</p> <p>上記のことについて証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 大学</p> <p style="text-align: right;">学 (学部) 長 (印)</p>

退 学 届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()

住 所

電話 (携帯可)

氏 名 (印)

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 退学前の在籍大学名等 大学 学部 第 学科
年 月 日 年

3 退学年月日 年 月 日

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 (印)

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のこと
について証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学 (学部) 長 (印)

辞 退 届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

㊞

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等

大学

学部

学科

第

学年

大学 学（学部）長 殿

氏名

㊞

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のこと
について証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

㊞

（注）辞退する理由書を添付してください。

獣医学専攻中止届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（)

住 所

電話（携帯可）

氏 名 (印)

下記のとおり獣医学を専攻しなくなりましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 専攻中止学部学科及び学年 大学 学部 学科
第 学年

3 専攻中止年月日 年 月 日

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 (印)

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学 (学部) 長 (印)

別記様式契－9号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）
住 所
電話（携帯可）
氏 名 ⑩

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

- 1 卒業した大学名等 大学 学部 学科
- 2 卒業年月日 年 月 日 卒業証書の記号番号（ ）
- 3 獣医師免許未取得の事由
平成 年度獣医師国家試験 不合格
受験せず
合格したが未登録
(事由：)
- 4 翌年度における国家試験受験の意志 有 ・ 無

(注) この届は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契-10号(卒業翌年次の免許未取得届)

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()

住 所

電話 (携帯可)

氏 名 (印)

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等 大学 学部 学科

2 卒業年月日 年 月 日

3 獣医師免許未取得の事由

平成 年度獣医師国家試験 不合格

受験せず

合格したが未登録

その他

(事由 :)

(注) この届は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－11号（業務未就業届）

業務未就業届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名 ⑩

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 就業予定先である に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください。）

3 勤務先等

名称

所在地

主たる業務の内容

4 今後、就業予定先に就業する意志 有 ・ 無

（注）この届は、獣医師免許取得後、1年以内に就業予定先に就業しなくなった場合に提出してください。

別記様式契-12号(業務非従事届)

業務非従事届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()

住 所

電話(携帯可)

氏 名 (印)

下記のとおり就業先である
け出ます。

で業務に従事しないこととなりましたので、届

記

1 就業先 () で業務に従事しないこととなった事由

2 新たな就業先等
名称

所在地

主たる業務の内容

3 就業先で業務に従事していた期間と勤務先

年 月 日～ 年 月 日	就 業 先	勤 務 先(所属)
1		
2		
3		
4		
5		

- (注) 1 従事していた勤務先が発行する就業期間の証明書を添付してください。
 2 就業先に就業後、修学資金給付期間に契約書に定める係数を掛けた期間満了前に、
 修業先に従事しないこととなった場合に提出してください。

別記様式契-13号(業務就業届)

業務就業届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()

住 所

電話 (携帯可)

氏 名 (印)

下記のとおり就業予定先であった に就業しましたので、届け出ます。

記

1 卒業及び獣医師免許取得年月日

大学卒業 年 月 日

獣医師免許取得 年 月 日 (免許番号)

2 就業先： 名 称

所属部課

所在地

3 就業年月日： 年 月 日

4 就業期間における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

就業先(所属)の長

(印)

(注) 1 この届は、卒業後初めて就業予定先に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰する際に提出してください。

2 勤務先の長の証明を受けて提出してください。

業務従事状況届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）
住 所
電話（携帯可）
氏 名 ⑩

平成 年度における就業先での業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 就業先 名 称
所属部課
所在地
- 2 従事期間 年 月から 年 月まで
- 3 その他
2の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無

上記のとおり相違ないことを証明します。

就業先（所属）の長

⑩

- (注) 1 この届は、修学資金の給付期間に契約書に定める係数を掛けた期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。
2 就業先（所属）の長の証明を受けて提出してください。

別記様式契-15号(勤務先・業務内容変更届)

勤務先・業務内容等変更届

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()

住 所

氏 名 (印)

勤務先
平成 年 月 日付で 所属部課 業務内容 が変わったので届け出ます。
業務内容
記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤務先 所属部課 所在地		
業務内容		

(注) 変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

就業先(所属)の長 (印)

- (注) 1 この届は、修学資金の給付期間に契約書第6条イ及びロに定める係数を掛けた期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。
 2 就業先(所属)の長の証明を受けて提出してください。
 3 就業先が変更となった場合は、契-12及び契-16の届出となる

別記様式契－16号（返還金の返還猶予申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還猶予申請書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）

住 所

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、就業先への業務復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－17号（返還金の全部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の全部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）

住 所

氏 名 ⑩

（本人死亡の場合は連帯保証人）

住 所

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の全部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由				
獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりが な 氏 名	

（注）免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式契-18号 (返還金の一部の返還免除申請書)

獣医師養成確保修学資金の返還金の一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号 ()

住 所

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の一部の返還の免除を受けたいので、申請します。

記

返還金等の一部の免除を申請する事由	
免除を受けようとする返還金等の額	円

(注) 免除を受ける事由を証する書面を添付してください。

従事期間満了確認申請書

年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 殿

修学生番号（ ）

住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり契約書第11条に定める期間を、就業先において業務に従事したので、確認を申請します。

記

獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりが な 氏 名	
修学資金の 給付期間		年 月 日から 年 月 日まで		か月間
勤務先（所属部課等）の名称		業 務 従 事 期 間		
1		年 月 日～	年 月 日	
2		年 月 日～	年 月 日	
3		年 月 日～	年 月 日	
4		年 月 日～	年 月 日	
5		年 月 日～	年 月 日	
6		年 月 日～	年 月 日	
		(合計従事期間 年 か月)		

(注) 従事していた勤務先が発行する就業期間の証明書を添付してください。

別記様式契-21号

獣医師養成確保修学資金給付契約変更契約書

年 月 日付けで公益社団法人石川県獣医師会（以下「甲」という。）と獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知）、公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（平成26年4月8日付け石獣発第17号）及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領（平成26年6月4日付け農安第510号）を了知した（以下「乙」という。）との間で締結した獣医師養成確保修学資金給付契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結し、○年○月○日から適用する。

（給付金額の変更）

第1条 原契約書第1条（1）の給付金額「月額 _____ 円（総額 _____ 円）」を「月額 _____ 円（総額 _____ 円）」に改める。

（修学資金の返還の変更）

第2条 原契約書第5条の「既に給付された修学資金に相当する額及び別記1により算出される額の加算金（以下「返還金」という。）」を「別記により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）」に改める。

2 原契約書第6条の「修学資金の給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く。）の2分の3に相当する期間」を「修学資金の給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く。）に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間」に改め、

「イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。」

を追加する。

（従事期間の変更）

第3条 原契約書第11条の「修学資金給付期間の2分の3に相当する期間」を「修学資金給付期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間」に改め、

「イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。」

を追加する。

（別記の変更）

第4条 原契約書第6条の別記2返還金の計算方法を別紙別記2（契約書第6条の返還金の計算方法）のとおり改める。

（契約の費用）

第5条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙その1通を保有するものとする。

（注）連帯保証人の印鑑は、市町村長（特別区の区長を含む。）の登録を受けたものを使用し、その印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

(甲) 石川県金沢市才田町戌部 324 番地 3

TEL : 076-257-1400

公益社団法人 石川県獣医師会

会 長 ㊟

(乙)

(住所)

(連絡先)

(氏名) ㊟

(乙の連帯保証人)

(住所)

(連絡先)

(氏名) ㊟

(乙の連帯保証人)

(住所)

(連絡先)

(氏名) ㊟

別記2 (契約書第6条の返還金の計算方法)

(1) 修学資金

$$\text{修学資金給付総額} \times \left[1 - \frac{\text{石川県職員獣医師として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right]$$

(※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間＝給付月額 12 万円以下を給付した月数×3÷2+給付月額 12 万円を超えて給付した月数×5÷3

(注1) 石川県職員獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第8条に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により石川県職員獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

(注3) 算出した修学資金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 加算金

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に、(1)の[]内の率を乗じて得た金額

(別記様式契－ 2 2号)

修学資金給付月額変更通知書

石獣発第 号
年 月 日

修学生番号 ()
修学生氏名 殿

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付事業に係る修学資金給付月額の変更について

年 月 日付をもって提出された修学資金給付月額変更申請については、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

つきましては、変更契約の締結が必要となりますので、変更契約書に必要事項を記入の
うえ提出をお願いします。

記

1 氏 名

2 修学生番号 ()

3 獣医師養成確保修学資金給付契約年月日 年 月 日

4 修学資金給付額

変更前月額 : 円

変更後月額 : 円